平成２９年（フ）第８０号
釧路市米町２丁目３番13号　米町コーポ101
債務者　武田　和行
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３８３号
さいたま市西区三橋６丁目1109番地３　１―403
債務者　大類　正人
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　　渚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２０６号
北九州市八幡西区永犬丸東町３丁目５番17―102号
債務者　三代健太郎
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上地　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２０８号
北九州市八幡西区町上津役東１丁目３番９号
債務者　寺山　良行
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　陽代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２０１号
北九州市小倉北区上到津３丁目10番21―105号
債務者　岩崎　永明
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一柳　俊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２０９号
北九州市小倉北区古船場町４番16―703号
債務者　平野　健一
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今里　晋也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１７１号
北九州市若松区北湊町13番地６
債務者　山平　忠義
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天久　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４号
香川県観音寺市木之郷町1832番地３
債務者　請川　義弘
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月18日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第２６０号
神戸市東灘区田中町１丁目７番６号、従前の住所兵庫県姫路市御国野町国分寺762番地１フラン・セーヌⅡ番館103
債務者　沼田　太郎
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名倉　大貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０号
福岡県八女市黒木町黒木77番地６
債務者　吉村　史晴
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鐘ヶ江聖一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
福岡県久留米市上津町2228―48　プレジデント中尾102号室、前住所福岡県筑後市大字久富947番地９、住民票上の住所福岡県久留米市上津町2203番地129　すかる上津101号
債務者　久保　　力
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
福岡地方裁判所八女支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１２号
函館市東雲町２番１―704号
債務者　対馬美智子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１１３号
函館市港町１丁目20番17号
債務者　大倉　　榮
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１５１号
埼玉県日高市高萩767番地27
債務者　中居　幸夫
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１５７号
埼玉県川越市西小仙波町１丁目10番地10
債務者　奥平　珠実
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１７７号
埼玉県川越市大字古谷上5327番地（コスモ川越ワンダーランドＤ棟202号室）
債務者　鈴木　則尚
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１８６号
埼玉県入間市豊岡１丁目１番１号　1009
債務者　丹下　友幸
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部